

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 5 月 11 日現在

機関番号：34304

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2015～2016

課題番号：15K12903

研究課題名(和文)外国人家事支援人材に対する日本語教育シラバス(案)の作成

研究課題名(英文) Preparing for the Syllabus of the Japanese Language Education for Foreign Housekeeping Supporters

研究代表者

今西 利之 (IMANISHI, Toshiyuki)

京都産業大学・外国語学部・准教授

研究者番号：50332888

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、政府が進める「特区における家事支援人材の受入れ」を念頭に、家事支援業務を行っている企業へのアンケート調査やインタビュー調査をもとに、外国人家事支援人材が業務を遂行するために必要な日本語能力を明らかにし、能力記述文(案)として提示した。その上で「掃除」「洗濯」の業務について、いわゆるHow-to本における記述の分析に基づく目標言語調査を行い、同業務の遂行において必要となる語彙・表現を明らかにし、語彙・表現リスト(案)の形で提示した。また、能力記述文(案)と語彙・表現リスト(案)を家事支援外国人受入事業「第一号」適合事業者として認定されている企業1社の担当者にし、評価を得た。

研究成果の概要(英文)：The Japanese government started to admit foreign housekeeping supporters to some specific areas as one of the measures against the falling birth rate and the decline in the labor force population. In this research, we obtained questionnaires and interview surveys to companies involved with the housekeeping support services and clarified the required Japanese language proficiency for foreign housekeeping supporters to perform their work. In the concrete, we created Can-do Statements for housekeeping support services and prepared for the syllabus of the Japanese language education for foreign housekeeping supporters. Also, we analyzed the sentences in the books about cleaning and laundry, extracted the vocabulary required for cleaning and laundry and brought up a Vocabulary List. Moreover, we received evaluation from the company involved with the housekeeping support services on the above items and to confirmed the effectiveness and practicality of them.

研究分野：日本語教育

キーワード：専門日本語教育 外国人家事支援人材 シラバス 能力記述文 語彙・表現リスト

1. 研究開始当初の背景

我が国の少子高齢化、労働人口の減少への対応策として、政府は「高度人材に対するポイント制」「EPAによる外国人介護士・看護師の受入れ」など、労働分野における外国人材の活用を打ち出していた。そして、「日本再興戦略改訂2014」が平成26年6月に閣議決定され、外国人材の活用の一つとして「特区における家事支援人材の受入れ」が打ち出された。また、同年10月の国家戦略特別区域諮問会議で外国人家事支援人材の入国・在留を可能とすることが規制改革事項とされた。

これらの政策、および規制改革により家事支援分野での労働を目的とした外国人が渡日することになると、日本での日常生活に必要な日本語能力に加えて、家事支援分野での業務を円滑に行うために必要となる最低限の日本語能力の養成が必要となることが想定された。しかしながら、家事支援分野の業務に必要な日本語能力がどのようなものであるのかについての研究は管見の限りでは見当たらなかった。そこで、家事支援人材に対する日本語教育を行うための基礎的な調査として、家事支援分野の業務遂行に必要な日本語能力がどのようなものであるのかを具体的に明らかにすることを通じて、同人材に対する日本語教育シラバス(案)の作成が必要であるとの着想に至った。

2. 研究の目的

本研究は、外国人家事支援人材が業務を遂行する上で日本語を必要とする場面を明らかにし、そこで求められる言語技能(日本語能力)を能力記述文(Can-Do-Statement)の形で策定するとともに場面ごとの語彙・表現リストを作成した上で、両者を統合し、外国人家事支援人材に対する日本語教育シラバス(案)を作成することを目的とする。

3. 研究の方法

Web上で検索した国内で家事支援業務を行っている企業・団体等14社に対して、業務内容、家事支援人材とのコミュニケーションの方法、外国人家事支援人材に求める日本語能力等についてのアンケート調査を実施、7社から回答を得た。そして、その中から協力が得られた3社に対し、業務内容や遂行手順の詳細などの情報を得るためのインタビュー調査を行った。これらアンケート調査、インタビュー調査の結果を踏まえ、外国人家事支援人材が業務を遂行する上で日本語を必要とする場面を明らかにし、そこで求められる言語技能(日本語能力)を能力記述文で提案した。

その上で、家事支援業務のうち「掃除」及び「洗濯」の場面を取り上げ、目標言語調査として同業務について書かれないいわゆるHow-to本(『SAKURA MOOK69 これならできる! いちばん簡単な掃除と洗濯の本』(株式会社笠倉出版社)、『ラクラク楽しい 家事

の基本大辞典』(成美堂出版))での記述を分析し、その結果をふまえ、業務遂行上で必要となる日本語の語彙・表現リスト(案)を提示した。

4. 研究成果

(1) 日本語の必要性

日本語の必要性について、アンケート調査では、5社が「日本語だけで業務を円滑に行うことができる程度の能力」、1社が「日本語以外の言語を適宜交えながらも日本語で業務を行うことができる程度の能力」が必要であると回答した。(1社は無回答。)そのうちの3社に対して行ったインタビュー調査では、「外国人または英語に堪能な人が顧客である場合や家事業務の範囲の解釈次第では企業からの業務委託によるオフィスビルやホテル等の清掃業務に従事する可能性も考えられる。このような業務の場合と中心に、家事支援業務の中には必ずしも日本語能力を必要としない業務もある。」との見解が示される一方で、「家事支援業務は家事支援人材が顧客から信用と信頼を得ることが不可欠である。特にマニュアル通りでは対応できない想定外のことや顧客からの細かな要望に応えられるとともに自らそれに気づくことが求められる。そのためには外国人家事支援人材の日本語能力は高い方がよい。」「日本語で業務を行うことができる方が仕事の機会が増える。歩合制(時給制)が基本である家事支援人材にとっても、仕事の増加は収入の増加につながることになる。」「日本での家事支援業務を通じて外国人家事支援人材が高い日本語能力と日本人が望むきめの細かい家事支援業務を身につけると、日本人海外駐在員を顧客とした海外での家事支援業務を担う人材となり、会社としての事業拡大、外国人家事支援人材の帰国後の雇用機会につながる。」といった回答が示された。

(2) 家事支援業務の流れと情報のやりとり

家事支援人材はおおよそ以下のような流れで業務を行う。

雇用主から業務日時・業務先・業務内容等についてメールや電話等で指示をうける。

自宅から直接派遣先へ向かう。

派遣先において、身分や来訪目的等を依頼主(顧客)に告げ、業務内容の詳細について依頼主と打ち合わせ(依頼主が不在の場合は、連絡ノートやメモ等による業務内容の把握)を行う。

炊事、洗濯、掃除、買い物、料理、育児(幼稚園・保育園等への送迎、学校等からの緊急連絡への対応等)、要介護者等の付き添いや手伝い、来訪者(郵便配達員、宅配便業者、近隣住民等)への対応等、依頼主からの指示に基づく広範な家事の代行及び補助を行う。

業務終了時に業務内容の報告書(メモ)を作成し(依頼主に口頭で報告することもある)、帰宅する。

給与支給の根拠となる業務報告書を作成し、のメモとともに雇用主に提出する。

なお、で示した外国人家事支援人材が行う業務は、『国家戦略特別区域法施行令』（平成二十六年三月二十八日政令第九十九号）及び『国家戦略特別区域法第 16 条の 3 に規定する「国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業」に係る解釈』（平成 27 年 11 月 12 日内閣府 法務省 厚生労働省 経済産業省）において定められている。

アンケート調査やインタビュー調査によると、このような業務の流れの中で、雇用主から外国人家事支援人材への業務内容の伝達等、及び外国人家事支援人材から雇用主への報告等は、原則メールやインターネット上のシステムを介して文字言語で行われ、雇用主側が体制を整えることができれば、日本語以外の言語（英語または外国人家事支援人材の母語等）での情報のやりとりが可能となることであった。また、派遣先の顧客と外国人家事支援人材との間の情報のやりとりも、留守宅への派遣が大半であることからこれもメモ等をつかって文字言語により行われることが大半であることとあり、外国人家事支援人材と顧客との間に共通語がある場合は日本語能力は問題とならないこととであった。しかし、これは、前節で触れたように外国人家事支援人材の仕事の機会を制限し、その結果収入源につながるものである。また、詳細は次節に示すが、外国人家事支援人材は、雇用主や派遣先の顧客との情報のやりとりにおいて日本語能力を必要としない場合でも、家事支援業務の様々な場面で日本語を使用する可能性があると考えられる。

(3) 能力記述文(案)

以下、本研究で明らかになった、外国人家事支援人材が業務遂行上日本語を必要とする場面、及びそこで必要となる言語技能を能力記述文(案)として提示する。この能力記述文(案)は、前節で示した家事支援業務の流れに対応して、大きく 1. 雇用主からの業務指示への対応、2. 業務場所への移動、3. 依頼主との打ち合わせ、4. 家事業務の遂行、5. 依頼主への報告、6. 雇用主への報告に区分される。そして、それぞれがさらに細分化される。

1. 雇用主からの業務指示への対応

- 1.1 雇用主からのメール又は口頭による業務指示に従って予定を立て、準備をすることができる。
 - 1.1.1 指示された日時がわかり、その日時に仕事の予定を入れることができる。
 - 1.1.2 指示された業務場所(依頼主の居住地)がわかり、そこへの移動経路と所要時間を調べることができる。
 - 1.1.3 指示された業務内容を理解し、それに沿った事前の準備を行うことができる。
- 1.2 急なアクシデントにより、依頼された業務につくことができないことをメール又は口頭で申し出ることができる。
 - 1.2.1 業務ができなくなった事情を雇用主に説明することができる。

2. 業務場所への移動

- 2.1 自宅から指示された業務場所(依頼主の居住地)へ移動することができる。
 - 2.1.1 地図を見て目的地を見つけることができる。
 - 2.1.2 目的地への移動経路を見つけることができる。
 - 2.1.3 雇用主や親しい人に移動経路(道順)を聞くことができる。また、その回答を理解し、移動することができる。
 - 2.1.4 公共交通機関(電車・バス等)を利用することができる。
 - 2.1.5 近くの知らない人に目的地へ移動経路(道順)を聞くことができる。また、その回答を理解し、移動することができる。
- 2.2 公共交通機関(電車・バス等)の遅れなどのアクシデントにより業務場所(依頼主の居住地)への到着が遅れることを雇用主にメール又は電話等で伝えることができる。
- 2.3 業務場所(依頼主の家)に入ることができる。
 - 2.3.1 集合住宅等で管理人に身分、来訪目的を説明することができる。
 - 2.3.2 集合住宅等のエントランスで暗証番号を入力し、ロックを解除することができる。
 - 2.3.3 セキュリティシステムを解除することができる。
 - 2.3.4 セキュリティシステムが作動してしまった際に適切な対応を行うことができる。
 - 2.3.5 依頼主に自分の身分を伝えることができる。
 - 2.3.6 簡単な挨拶をすることができる。
 - 2.3.7 雑談(スモールトーク)をすることができる。
3. 依頼主との打ち合わせ
 - 3.1 依頼主と業務内容について打ち合わせをすることができる。
 - 3.1.1 依頼主からの炊事に関する指示を理解することができる。
 - 3.1.1.1 料理名がわかる。
 - 3.1.1.2 調理器具等の名前がわかる。
 - 3.1.1.3 食材、調味料等の名前がわかる。
 - 3.1.1.4 料理の仕方に関する用語がわかる。
 - 3.1.2 依頼主からの掃除に関する指示を理解することができる。
 - 3.1.2.1 部屋の名前がわかる。
 - 3.1.2.2 家具、家財、調度品等の名前がわかる。
 - 3.1.2.3 掃除用具、掃除の仕方に関する用語がわかる。
 - 3.1.2.4 掃除用洗剤等の名前がわかる。
 - 3.1.2.5 ゴミの分別・処理のしかたがわかる。
 - 3.1.3 依頼主からの洗濯に関する指示を理解することができる。
 - 3.1.3.1 衣服等の種類や名称がわかる。
 - 3.1.3.2 洗濯の仕方、干し方、アイロンがけに関する用語がわかる。
 - 3.1.3.3 洗剤等の名前がわかる。
 - 3.1.3.4 洗濯後の衣服等の扱い方に関する用語がわかる。
 - 3.1.4 依頼主からの買い物に関する指示を理解することができる。
 - 3.1.4.1 品物の名前がわかる。
 - 3.1.4.2 店の種類(スーパー、ドラッグストア、ホームセンター等)がわかる。
 - 3.1.4.3 店先で必要な物が購入できる。
 - 3.1.4.4 店の人に購入したいものを伝えることができる。
 - 3.1.5 依頼主からの育児に関する指示を理解することができる。
 - 3.1.5.1 教育機関、保育機関等の名前がわかる。
 - 3.1.5.2 教育機関、保育機関等の場所がわかる。
 - 3.1.6 依頼主からの介護に関する指示を理解することができる。
 - 3.1.6.1 薬を飲む時間、分量、種類がわかる。
 - 3.1.7 依頼主からのその他の指示を理解することができる。

3.1.7.1 してはいけないことがわかる。
3.1.8 依頼主と雑談(スモールトーク)ができる。
4. 家事業務の遂行
4.1 依頼された業務の遂行
4.1.1 炊事
4.1.1.1 必要な食材、調味料などを用意する(見つける)ことができる。
4.1.1.2 (料理のしかたがわからないとき)、ネットや本などで作り方を調べることができる。
4.1.1.3 レシピに従って、料理をすることが出できる。
4.1.1.4 調理器具を適切に使うことができる。/ 必要に応じて取扱説明書読み、適切に使うことができる。
4.1.1.5 調理器具(電子レンジ・ガスレンジ・オーブン・炊飯器等)の表示を読みながら適切に使うことができる。
4.1.1.6 調味料等の区別ができ、適切に使うことができる。
4.1.1.7 食材等を、表示(賞味期限、内容等)を読みながら適切に用いることができる。
4.1.1.8 洗剤等を区別し、目的に応じて適切に使うことができる。
4.1.1.9 料理にともなって出たごみを適切に分別及び処理することができる。
4.1.2 掃除
4.1.2.1 掃除用具(掃除機等)を、表示を見ながら適切に使うことができる。/ 必要に応じて取扱説明書を読み、適切に使うことができる。
4.1.2.2 目的に応じた適切な洗剤等を選ぶことができる。
4.1.2.3 洗剤等を、表示を見ながら適切に使うことができる。
4.1.2.4 ごみを適切に分別・処理することができる。
4.1.3 洗濯
4.1.3.1 洗濯機、乾燥機等を、表示を見ながら適切に使うことができる。/ 必要に応じて取扱説明書を読み、適切に使うことができる。
4.1.3.2 衣類表示マークを見て、衣服等を適切に分別することができる。
4.1.3.3 目的に応じた適切な洗剤等を選ぶことができる。
4.1.3.4 洗剤等を、表示を見ながら適切に使うことができる。
4.1.3.5 衣類等を、その種類に応じて適切に干すことができる。
4.1.3.6 衣類等の種類に応じて適切にアイロンをかけることができる。
4.1.4 買い物
4.1.4.1 地図を見て目的地を見つけることができる。
4.1.4.2 目的地への移動経路を見つけることができる。
4.1.4.3 近くの知らない人に目的地へ移動経路(道順)を聞くことができる。また、その回答を理解し、移動することができる。
4.1.4.4 買いたいものとその個数を店の人に伝えることができる。
4.1.4.5 品物の場所を尋ねることができる。また、その回答を理解し、移動することができる。
4.1.4.6 品物の表示を読んで、適切な品物を選ぶことができる。
4.1.4.7 割引の情報を理解し、必要に応じて割安の品物を選ぶことができる。
4.1.4.8 レジ袋が必要かどうか伝えることができる。
4.1.4.9 店の人がいう値段を理解し、代金を支払うことができる。
4.1.4.10 ポイントカードを持っているかどうか、伝えることができる。
4.1.4.11 店の人と雑談(スモールトーク)ができ

る。
4.1.5 育児
4.1.5.1 子どもと簡単な挨拶や会話ができる。
4.1.5.2 子どもと身近な出来事や楽しい話題について会話ができる。
4.1.5.3 子どもの要求(飲み物やトイレ)を理解し、適切に対応することができる。
4.1.5.4 自宅で子どもと遊べる。
4.1.5.5 送り迎え(保育所、幼稚園等)ができる。
4.1.5.5.1 教育機関、保育機関等に行くことができる。
4.1.5.5.2 事務室で身分を名乗り、子どもの名前とクラスを伝えることができる。
4.1.5.5.3 子どものクラスの先生からその日の子どもの様子や留意事項を聞き、保護者に的確に伝えることができる。
4.1.5.5.4 子どもに帰り支度の声かけをし、そのサポートができる。
4.1.5.5.5 保育所、幼稚園等の関係者や他の子ども、その保護者と簡単な挨拶や会話ができる。
4.1.5.6 教育機関、保育機関等からの緊急の連絡に対応できる。
4.1.5.7 教育機関、保育機関等からの連絡等を依頼主の子どもとともに確認し、その内容を子どもに伝えることができる。
4.1.5.8 習い事の課題、学校の宿題等の手伝いができる。
4.1.5.9 依頼主に教育機関、保育機関等からの連絡を伝えることができる。
4.1.5.10 依頼主に自宅での子どもの様子、食事等について伝えることができる。
4.1.6 要介護者等の付き添いや手伝い
4.1.6.1 介護機器、介護用品等の表示を読みながら、適切に使うことができる。
4.1.6.2 薬袋の表示(種類・回数・分量・飲むタイミング等)を読み、要介護者に適切に渡すことができる。
4.1.6.3 飲み物やトイレなどの要求を理解し、適切に対応することができる。
4.1.6.4 要介護者と雑談(スモールトーク)ができる。
4.1.7 その他
4.1.7.1 ATMの操作ができる。
4.2 室内外の機器類の操作
4.2.1 エアコンの操作ができる。
4.2.2 テレビの操作ができる。
4.2.3 ビデオデッキ、DVD・Blue-ray プレーヤー、CD プレーヤー等の操作ができる。
4.2.4 電灯の操作ができる。
4.2.5 空気清浄機の操作ができる。
4.3 訪問者への対応
4.3.1 郵便局・宅配業者に対応できる。
4.3.1.1 受け取りのサインをすることができる。
4.3.2 セールスパersonに対応できる。
4.3.2.1 依頼主の不在を伝えることができる。
4.3.2.2 購入の意思がないことを告げることができる。
4.3.3 集合住宅の管理人、近所の人等に対応できる。
4.3.3.1 依頼主の不在、帰宅時間を伝えることができる。
4.3.3.2 用件を聞き、適切に対応することができる。
4.4 電話への応対
4.4.1 教育機関、保育機関等からの緊急の連絡に対応できる。
4.4.1.1 依頼主の不在を伝えることができる。
4.4.1.2 用件を聞き、適切に対応することができる。
4.4.2 宅配業者からの連絡に対応できる。
4.4.2.1 来訪の可否を伝えることができる。
4.4.3 セールスパerson等からの連絡に対応でき

- る。
- 4.4.3.1 依頼主の不在を伝えることができる。
- 4.4.4 依頼主の知人、友人等からの連絡に対応できる。
- 4.4.4.1 依頼主の不在、帰宅時間を伝えることができる。
- 4.4.4.2 用件を聞き、適切に対応することができる。
- 4.5 緊急の連絡
- 4.5.1 警察に連絡をし、事態を説明することができる。
- 4.5.2 消防車・救急車を呼ぶことができる。
- 4.5.3 集合住宅の管理人に連絡をし、用件を告げることができる。
- 4.5.4 雇用主に連絡し、用件を告げることができる。
5. 依頼主への報告
- 5.1 行った業務について、報告することができる。
- 5.1.1 報告書(メモ)を作成することができる。
- 5.1.1.1 炊事に関する報告をすることができる。
- 5.1.1.1.1 何を作ったのかを報告することができる。
- 5.1.1.1.2 作った料理の保管場所を報告することができる。
- 5.1.1.1.3 作った料理の食べ方を説明することができる。
- 5.1.1.1.4 余った食材等の分量や保管場所などを報告することができる。
- 5.1.1.1.5 食材や調味料などが残り僅かであることや使い切ったことを報告することができる。
- 5.1.1.1.6 劣化や賞味(消費)期限切れ等により食べ物(食材や調味料などを含む)等を廃棄したことを報告することができる。
- 5.1.1.2 掃除に関する報告をすることができる。
- 5.1.1.2.1 どこをどのように掃除したのかを報告することができる。
- 5.1.1.2.2 どこにどのように物を移動させたのかを報告することができる。
- 5.1.1.2.3 何を廃棄したのかを報告することができる。
- 5.1.1.2.4 洗剤等が残り僅かであることや使い切ったことを報告することができる。
- 5.1.1.3 洗濯に関する報告をすることができる。
- 5.1.1.4 買い物に関する報告をすることができる。
- 5.1.1.5 育児に関する報告をすることができる。
- 5.1.1.6 要介護者等の付き添いや手伝いに関する報告をすることができる。
- 5.1.1.7 訪問者への対応に関する報告をすることができる。
- 5.1.1.8 電話への対応に関する報告をすることができる。
- 5.1.1.9 業務中におこった普段とは違うこと、アクシデント、緊急事態等、及びそれらへの対応に関する報告をすることができる。
- 5.1.2 依頼主に口頭で説明することができる。
6. 雇用主への報告
- 6.1 雇用主に報告書(メモ等)を提出することができる。
- 6.2 雇用主に勤務時間を報告することができる。

前節で述べたように、雇用主との情報のやりとりが中心となる「1.雇用主からの業務指示への対応」及び「6.雇用主への報告」では雇用主側の体制次第で日本語以外の言語(英語または外国人家事支援人材の母語等)の使用が可能となる。また、「3.依頼主との打ち合わせ」「5.依頼主への報告」についても、依頼主(派遣先の顧客)次第である。一方、「4.家事業務の遂行」においては、広範な日本語

能力が求められる。例えば、「4.1.1 炊事」「4.1.2 掃除」「4.1.3 洗濯」では、依頼主(顧客)が日常使用している様々な機器、道具、備品、薬剤、備品などを適切に使用して業務を遂行することとなる。これらの使用法等は日本語で書かれておりことが想定されるので、外国人家事支援人材はそこに書かれた日本語を理解する必要がある。また「4.1.4 買い物」では日本語の表示が理解できることに加えて店員等との日本語を用いた口頭でのやりとりが、「4.1.5 育児」「4.1.6 要介護者等の付き添いや手伝い」では依頼主(顧客)の家族や関係者との日本語の四技能を駆使したやりとりが、「4.3 訪問者への対応」「4.5 緊急の連絡」では初対面の相手との日本語での主に口頭によるやりとりが求められる。

(4) 掃除、洗濯に関する語彙・表現リスト(案)

以下、目標言語調査によって明らかとなった、上記能力記述文(案)の「4.1.2 掃除」「4.1.3 洗濯」及び「3.1.2 依頼主からの掃除に関する指示を理解することができる。」「3.1.3 依頼主からの洗濯に関する指示を理解することができる。」において必要となる語彙・表現リスト(案)を提示する。

- 掃除
- ・汚れ・ゴミ等
 - 汚れ、油汚れ、カビ、ほこり、花粉、髪/髪の毛、シミ、ニオイ、ゴミ、生ゴミ、燃えるゴミ、資源ゴミ、ビン、缶、ペットボトル、プラスチック
 - ・部屋・場所・設備・家具・家電等
 - 部屋、ドア、玄関、下駄箱/靴箱、廊下、階段、ベランダ、窓ガラス、網戸、ダイニング、リビング、フローリング、照明、テーブル、椅子、ソファ、テレビ、テレビ台、リモコン、エアコン、フィルター、扇風機、和室、畳、障子、押入れ、台所、キッチン、シンク、コンロ、ガステーブル、(魚焼き)グリル、(電子)レンジ、冷蔵庫、食器、三角コーナー、換気扇、(お)風呂、浴室、バス、バスルーム、浴槽、バスタブ、洗い場、排水口、ふた、引き出し、寝室、ベッドルーム、布団、洗面所、洗面台、トイレ、便器、便座、タンク、天井
 - ・道具等
 - 掃除機、紙パック、ほうき、ちりとり、モップ、ハンディモップ、雑巾、クロス、タオル、シートモップ/シートクリーナー、ローラークリーナー/粘着ローラー/コロコロ、ふきん、スポンジ、たわし、スプレー、ブラシ、ゴミ箱、ゴミ袋、レジ袋、手袋、ゴム手袋、軍手
 - ・洗剤等
 - 洗剤(住居用・浴室用・食器用/食器洗い用・漂白剤、アルコール、エタノール、重曹、クエン酸、セスキ炭酸ソーダ、クレンザー、除菌スプレー、粉末、液体、ワックス
 - ・掃除にかかわる動作等
 - 掃除、大掃除、(お)手入れ/手入れ、換気、除湿、はく、はらう、拭く、拭き取る、乾拭き、水拭き、こする、みがく、置く、放置、落とす、取る、取り除く、(掃除機を)かける、吸い取る、吸引、かき出す、洗う、丸洗い、水洗い、洗濯、つける、塗る、溶く、溶かす、混ぜる、振る、かける、振りかける、吹きかける、泡立てる、入れる、つくる、流す、洗い流す、排水、絞る、乾かす、乾燥、切る、干す、天日干し、陰干し、さらす、たたむ、除菌、殺菌、消毒、消臭、漂白、片づける、動かす、どかす、出す、変える、戻す、しまう、収納、まとめる、分ける、分別、捨てる、処分、処理
 - 洗濯
 - ・汚れ等

汚れ、シミ、黄ばみ、汗、油、泥、カビ、毛、ほこり、花粉、菌、雑菌、ニオイ、静電気
 ・衣類等
 洗濯物、洋服、おしゃれ着、着物、薄手、厚手、柄物、大物、シャツ、ワイシャツ、セーター、Tシャツ、ジャケット、トレーナー、ブラウス、スカート、パンツ、スーツ、スラックス、下着、靴下、ウール、綿、毛、麻、ニット、レース、襟、裾、袖、ポケット、脇、布団、シーツ、毛布、カーテン、タオル、バスタオル、小物、折り目、シワ、縫い目、洗濯表示、絵表示、タグ、ラベル
 ・場所等
 ベランダ、風呂場/浴室、室内
 ・道具・機器等
 (全自動)洗濯機、洗濯槽、ドライコース、おしゃれ着洗い、(洗濯)ネット、乾燥機、物干し(ざお)、ハンガー、洗濯ばさみ、ピンチ、ピンチハンガー、フック、(スチーム)アイロン、アイロン台、霧吹き
 ・洗剤等
 洗剤、石けん、液体、粉末、固形、原液、中性、(弱)アルカリ性、(塩素系/酸素系/蛍光)漂白剤、柔軟剤、(柔軟)仕上げ剤、のり、アルコール
 ・洗濯にかかわる動作等
 洗濯、洗う、水洗い、手洗い、使う、使用、入れる、投入、落とす、たたく、丸める、折る、こする、もむ、置く、漂白、シミ抜き、除菌、かける、垂らす、付ける、塗る、振る、浸ける、スプレー、濡らす、溶かす、つくる、すすぐ、脱水、絞る、取り出す、乾かす、乾燥、干す、天日干し、陰干し、M字干し、筒干し、吊る、吊るす、取り込む、はたく、かける、アイロンがけ、たたむ、折りたたむ、しまう、(ドライ・ウエット)クリーニング、出す
 ・衣類・洗濯にかかわる状態等
 たまる、洗える、使える、含む、乾く、仕上がる、生乾き、濡れる、汚れる、つく、落ちる、取れる、残る
 ・その他
 温度、低温、量、適量、容量、絵、マーク、色、形、コース、部屋、室内、(お)風呂、ベランダ

(5)能力記述文(案)及び語彙・表現リスト(案)への評価

上記の能力記述文(案)及び語彙・表現リスト(案)を、家事支援外国人受入事業「第一号」適合事業者として認定されている企業のうち、インタビュー調査を快諾していただいた1社の担当者に示し、以下のような評価を得た。

・能力記述文(案)は業務内容が、語彙・表現リスト(案)も、必要な語彙・表現が網羅的に可視化されている。

・依頼主(顧客)と家事支援人材とのマッチングに際し、能力記述文(案)を依頼主(顧客)に示し、家事支援の種類や日本語による業務遂行の必要性等に対する依頼主(顧客)の要望を把握し、それができる外国人家事支援人材を当該依頼主(顧客)の担当者とするといった活用の仕方が考えられる。

・依頼主(顧客)からの多種多様な要望に合わせて業務内容をカスタマイズする必要があるため、個々の能力記述文に対して必要性の高低等に基づくレベル付けを行うことは現実的ではない。

・外国人家事支援人材の日本語能力の向上に資するためには、同人材自身の指針となるよう、能力記述文(案)及び語彙・表現リスト(案)の英語または外国人家事支援人材の母

語への翻訳、及び絵や写真、動画等を用い学習用教材化する必要がある。

(6)今後の課題

本研究の成果をふまえ、今後の課題として、外国人家事支援人材自身による能力記述文(案)の評価とそれに基づく加筆・修正、「掃除」「洗濯」以外の業務遂行のために必要となる語彙・表現リスト(案)の作成、外国人家事支援人材による日本語学習、日本語能力の向上に資するための学習用教材の開発があげられる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 2 件)

今西利之、渡辺史央、外国人家事支援人材に対する日本語教育シラバス(案)の作成 - 能力記述文及び語彙・表現リストの作成を目指して -、専門日本語教育学会第 19 回研究討論会誌、査読有、2017、pp.26-27、
http://stje.kir.jp/download/19STJE_discussion.pdf

今西利之、渡辺史央、外国人家事支援人材にはどのような日本語能力が求められるのか - 能力記述文の作成を目指して -、日本語教育国際研究大会 2016 Proceeding、査読有、2016、
http://bali-icjle2016.com/wp-content/uploads/gravity_forms/2-ec131d5d14e56b102d22ba31c4c20b9c/2016/09/Toshiyuki-Imanishi_渡辺史央_外国人家事支援人材にはどのような日本語能力が求められるのか.pdf?TB_iframe=true

今西利之、渡辺史央、外国人家事支援人材にはどのような日本語能力が求められるのか - 能力記述文の作成を目指して -、日本語教育国際研究大会 2016 Proceeding、査読有、2016、
http://bali-icjle2016.com/wp-content/uploads/gravity_forms/2-ec131d5d14e56b102d22ba31c4c20b9c/2016/09/Toshiyuki-Imanishi_渡辺史央_外国人家事支援人材にはどのような日本語能力が求められるのか.pdf?TB_iframe=true

今西利之、渡辺史央、外国人家事支援人材にはどのような日本語能力が求められるのか - 能力記述文の作成を目指して -、日本語教育国際研究大会 2016 Proceeding、査読有、2016、
http://bali-icjle2016.com/wp-content/uploads/gravity_forms/2-ec131d5d14e56b102d22ba31c4c20b9c/2016/09/Toshiyuki-Imanishi_渡辺史央_外国人家事支援人材にはどのような日本語能力が求められるのか.pdf?TB_iframe=true

〔学会発表〕(計 2 件)

今西利之、渡辺史央、外国人家事支援人材に対する日本語教育シラバス(案)の作成 - 能力記述文及び語彙・表現リストの作成を目指して -、専門日本語教育学会第 19 回研究討論会、2017 年 3 月 3 日、横浜国立大学(神奈川県・横浜市)

今西利之、渡辺史央、外国人家事支援人材にはどのような日本語能力が求められるのか - 能力記述文の作成を目指して -、日本語教育国際研究大会 2016、2016 年 9 月 10 日、デンパサール(インドネシア)

6. 研究組織

(1)研究代表者

今西 利之 (IMANISHI, Toshiyuki)
 京都産業大学・外国語学部・准教授
 研究者番号：50332888

(2)研究分担者

渡辺 史央 (WATANABE, Shio)
 京都産業大学・外国語学部・准教授
 研究者番号：70340437